平成22年第4回瑞穂市議会定例会会議録(第2号)

平成22年12月6日(月)午前9時開議

議事日程

日程第1 議案第70号 瑞穂市男女共同参画推進条例の制定について

日程第2 議案第71号 瑞穂市水防センター条例の制定について

日程第3 議案第72号 瑞穂市行政組織条例の一部を改正する条例について

日程第4 議案第73号 瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

日程第5 議案第75号 瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を

改正する条例について

日程第6 議案第78号 瑞穂市特別会計条例の一部を改正する条例について

日程第7 議案第79号 瑞穂市督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例について

日程第8 議案第80号 瑞穂市防災行政無線通信施設条例の一部を改正する条例について

日程第9 議案第81号 平成22年度瑞穂市一般会計補正予算(第5号)

日程第10 議案第82号 平成22年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

日程第11 議案第83号 平成22年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)

日程第12 議案第84号 平成22年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算(第2号)

日程第13 議案第85号 平成22年度瑞穂市水道事業会計補正予算(第2号)

日程第14 請願第1号 住宅リフォーム助成制度創設を求める請願

日程第15 下水道整備検討特別委員会の最終報告の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

1番	堀			武	2 番	土	屋	隆	義
3番	熊	谷	祐	子	4番	西	畄	_	成
5 番	庄	田	昭	人	6番	森		治	久
7番	棚	橋	敏	明	8番	広	瀬	武	雄
9番	松	野	藤四	即郎	10番	広	瀬	捨	男
11番	土	田		裕	12番	小	寺		徹
13番	若	井	千	尋	14番	清	水		治
15番	Щ	田	隆	義	16番	広	瀬	時	男
17番	若	袁	五	朗	18番	星	Ш	睦	枝

本日の会議に欠席した議員(なし)

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市	長	堀		孝	正	副市長	豊	田	正	利
教 育	長	横	Щ	博	信	企 画 部 長	奥	田	尚	道
総 務 部	長	早	瀬	俊	_	市 民 部 兼 巣南庁舎管理部長	伊	藤	脩	祠
福祉 部	長	宇	野	睦	子	都市整備部長	福	冨	保	文
調整	監	岩	田	勝	之	環境水道部長	弘	岡		敏
会計管理	者	馬	渕	哲	男	教 育 次 長	林		鉄	雄
監査委事務局	員長	松	井	章	治					

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 鷲 見 秀 意 書 記 清 水 千 尋

開議の宣告

議長(小川勝範君) 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

日程第1 議案第70号について(質疑)

議長(小川勝範君) 日程第1、議案第70号瑞穂市男女共同参画推進条例の制定についてを議 題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長(小川勝範君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第2 議案第71号について(質疑)

議長(小川勝範君) 日程第2、議案第71号瑞穂市水防センター条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長(小川勝範君) 4番 西岡一成君。

4番(西岡一成君) 改革の西岡一成でございます。

まず、この水防センター条例の第6条でありますけれども、ここは目的外利用ということで、市長は水防センターの用途または目的を妨げない限度において、その施設を目的外に利用させることができるという規定がございます。そして、続いて第7条は使用料でありますけれども、別表のとおり使用料を利用者は納付しなきゃいけないわけですけれども、ただし書きがございまして、市長が公益上特に必要と認める場合は、使用料を減額し、又は免除することができるとこういう規定になっております。そこで、お聞きをいたしますけれども、これは地元の祖父江の自治会はどの程度使われるのか。その点はどういうふうに把握をされているのか、お聞きをしたいと思います。

というのは、私は今、推測で物を申すわけでありますけれども、現実的には地元の自治会が この水防センターを使う割合が非常に高いんではないかというふうに思われますので、間違っ ておるといけませんので、その点を明確にお答えをいただきたいと思います。なぜかといいま すと、その点をちょっとチェックしておかないといけないなと思ったのは、例えばまだ瑞穂市 の中に公民館のない地区もあったり、公民館のもちろんあるところもあるんですけれども、そ れを建設するときの補助の問題ですね。これは、瑞穂市地域集会施設建設事業補助交付規則の 中で明確でありますけれども、別表によりますと、地域集会施設の新築・改築及び増築につき ましては、実建設額の3分の1または文部科学省学校建設基準額に建築面積を乗じて得た額の 3分の1のいずれか少ない額と、こういう規定があります。それから、地域集会施設の修繕に つきましては、工事費の3分の1と、こういう規定があります。ですから、このバランスの問 題なんですね。要するに、住民全体の公正な負担と受益という観点から考えたときに、他の地 域との、まして公民館のないところがあったりした場合の整合性ですね。ここのところはきち っとしておかないと、1年、2年、3年、4年というそのメリット、受益する部分がどんどん どんどん広がってくると莫大なことになって、片一方は公民館がないということになりますね。 これは別に祖父江の自治会だから私は言っておるわけではない。どこの自治館だって、どこの 地域であっても同じような問題が出るので、やっぱり物差しを当ててチェックをしておかなき ゃいけない問題ではないかなというふうに、ふと思ったもんですから、お尋ねをしたいと思い ます。以上です。

議長(小川勝範君) 早瀬総務部長。

総務部長(早瀬俊一君) おはようございます。

今、西岡議員さんの方から地元の祖父江の自治会はどの程度使用されるかということですが、一応、地元の方の方は、今ある公民館をそのままということで、そのまま使用されるようでございますので、実際にはどの程度使用されるかということはちょっと私の方も把握しかねるかと思います。そして、私どもは一応祖父江さんだけではなくして、非常時以外の場合については、どの自治会も利用してもらえればよろしいかと思いまして、先般も、穂南の自治会とか近辺の自治会の方にはぜひ利用していただければと思っております。あくまでも、私どもが水防センターとして利用し、また近くの統合排水機場等の見学等の前に、この水防センターを利用してもらうとか、いろんな利用の仕方があろうかと思います。それ以外のときに、地域でいろんな使い方をしていただくというのもひとつかということで、目的外利用というふうに入っております。

また、西岡さんが今懸念してみえるように、私どもの施設の中で、自治会の方が利用している部分もありますので、そういう点については、できる限り、公平性ということは非常に大切ですので、あまり利用が多いようであれば、やっぱりある程度のもは使用料は実費弁償相当分はいただくというのは基本ではないかと思っておりますし、既にそういう施設もありますので、そのあたりもきちんと精査していく必要があろうかと思っています。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長(小川勝範君) 西岡一成君。

4番(西岡一成君) 答弁、今いただきましたけれども、基本的には祖父江の自治会は今ある 公民館を使うということを踏まえながら、他の地域全体について水防センターを使ってもらう、 こういうことだということで理解をしておきたいと思います。

それから、最後に答弁がありましたように、現に自治会が使っているところで、あまりそれが多いと、他の地域住民との公平性を勘案すれば、使用料を取る、そういう場合もあり得るということをおっしゃられましたので、まことにその視点というのは大事ですからね。やはり住民の市政に対する信頼ということ、そして、その前段に言いましたような公平性を担保するという、こういう両面からしても大変重要かと思われますので、ぜひその点は留意をして実務に当たっていただきたいと思います。以上です。

議長(小川勝範君) ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長(小川勝範君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第3 議案第72号について(質疑)

議長(小川勝範君) 日程第3、議案第72号瑞穂市行政組織条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

議長(小川勝範君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第4 議案第73号について(質疑)

議長(小川勝範君) 日程第4、議案第73号瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例に ついてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長(小川勝範君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第5 議案第75号について(質疑)

議長(小川勝範君) 日程第5、議案第75号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に 関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長(小川勝範君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第6 議案第78号について(質疑)

議長(小川勝範君) 日程第6、議案第78号瑞穂市特別会計条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長(小川勝範君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第7 議案第79号について(質疑)

議長(小川勝範君) 日程第7、議案第79号瑞穂市督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改 正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長(小川勝範君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第8 議案第80号について(質疑)

議長(小川勝範君) 日程第8、議案第80号瑞穂市防災行政無線通信施設条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

議長(小川勝範君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第9 議案第81号について(質疑)

議長(小川勝範君) 日程第9、議案第81号平成22年度瑞穂市一般会計補正予算(第5号)を 議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長(小川勝範君) 12番 小寺徹君。

12番(小寺 徹君) 議席番号12番、日本共産党の小寺徹でございます。

一般会計の補正予算に対する質問を行います。

今回の補正予算で、土木費の公園費で3ヵ所の場所を決めて予算計上がされております。その中の1ヵ所に、穂積地区の野口の公園が入っております。2,700平米の購入をしたいということでございますが、これは穂積保育所の北側の土地の辺だということをお聞きして、きのうちょっと見てきました。この穂積地区はコミュニティセンターを設置したいということで、いろいろと計画され論議もされてきておるようでございますが、この公園とコミュニティセンターを建設するための用地との関係について、場所的には、あそこら辺がコミュニティセンターになるのではないのかなと想像し、さらに土地も余裕があるならば、早く今のうちに手を打っておかないといけないんじゃないかなという気もしますので、その辺はどのように考えておるか。これは単なる公園だけということであるのか、将来的にコミュニティセンターも隣接してつくっていくという計画も含めて、土地が選定されておるのかお尋ねしたいと思います。以上でございます。

議長(小川勝範君) 福冨都市整備部長。

都市整備部長(福富保文君) 小寺議員からの御質問ですが、今現在、野口のところで今回計上しております土地につきましては、当時コミュニティセンターの予定地ということもございましたが、ひとまず今回は、公園のみで検討しておりますので、コミュニティセンターについては、またほかの方で検討がされると思っております。現在は公園だけで検討しております。以上でございます。

議長(小川勝範君) ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長(小川勝範君) 17番 若園五朗君。

17番(若園五朗君) 議席番号17番、新生クラブ若園五朗です。

一般会計の補正予算の内容ですが、その中に予算の明細書の18ページ、土木費、項4の都市計画費、目3の公園費、そして節の方が17の公有財産購入費ということで、2億2,310万上がっていますが、その説明の項目ですが、土地建物等購入費ということでございます。この中には土地購入及び建物も建設するのか、その節の内容の項目についてお伺いしたいのと、この内容につきましては、9月定例会において公園等の整備計画ということで市長より提案がありました。今言っている具体的な内容については、全員協議会の方で説明があったんですけれども、9月から、そして12月定例会においての経過、そして今回全体的な公園整備計画に合わせた中の、今回のこの3件について、どういうような手順で、どのように積み上げてきたのか。そして最終的に地元の調整はどのようになっているか、お伺いしたいと思います。以上です。

議長(小川勝範君) 福冨都市整備部長。

都市整備部長(福富保文君) まず、若園議員からの御質問の1番目ですが、今回計上させていただいておりますのは、土地3ヵ所、それと1地区一部中宮の地内ですが、この用地代が少し不足しておりますので、この分を追加させていただいております。それから、選定方法につきましては客観的な形でとらえるために、各項目15項目にわたりまして点数化をして選定を3ヵ所しております。9ヵ所のうち1ヵ所は外しておりますが、8ヵ所について。それと各自治会、それから区長さん宅に訪問して、地域の状況、今後の管理の状況、いろいろな地域の土地利用の形、こういうものも含めまして、公園化した場合にどういう管理をしていただけるか、そういうことも各地域ごとに個別に聞き取り調査をして、そういうものも含めて検討した結果、3ヵ所を計上させていただいております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長(小川勝範君) 若園五朗君。

17番(若園五朗君) 都市整備部長にちょっと質問したいんですが、節17の公有財産購入費となっているんですけれども、説明の中に土地建物等、この「等」の解釈の中に建物も含まれているのかどうか。あくまでも今言っている公園整備の3ヵ所の土地購入費、今一部、中宮と言われましたが、購入費。その予算支出、もし仮に可決した場合、どのような支出状況になるか。そして、今言っている予算査定のときに、どのような段階でこの2億2,310万を計上し提案されたのか説明を求めます。

議長(小川勝範君) 福冨部長。

都市整備部長(福富保文君) 今回の補正につきましては、土地用地費だけです。当初、建物の取り壊しの部分も入っていた物件もありましたので、当初予算の方ですね。今回は土地のみでございます。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長(小川勝範君) 若園五朗君。

17番(若園五朗君) 今回のこの公園整備の歳出予算に上げていく中のその他に、1億2,000万、公共施設整備基金の方から予算の確保をしているわけでございまして、今回の公共施設整備基金、非常に公の皆さんも御存じのとおり、庁舎、保育所・小学校、あるいはその他もろもろの公共整備基金に使うことができるんですが、今回の公園を整備基金に繰り入れたその優先順位、その辺ともう一個、今回通れば予算が3ヵ月あるいは4ヵ月の間の執行期間でございます。その対応をきちっとできるかどうか、その点を確認したいと思います。

議長(小川勝範君) 奥田企画部長。

企画部長(奥田尚道君) 今回の補正予算の関係の財源手当ということで、私の方からお答えをさせていただきますが、基本的には9月に起債を2億余分に借りるということになりまして、それを充当して公園用地購入ということで計上させていただいたわけでございますが、その際、修正ということで、公共施設整備基金の方に積み立てをしておりました。その際、箇所付けが明確になった段階では、公園費に計上してよろしいよというような議会の御判断でございましたので、今回査定を行いましてこの金額を計上しておるわけでございますが、財源手当については、先ほど申しましたように、公共施設整備基金は仮に積んだということでございますので、そこから当然崩してまいりました。ほかにも歳入が見込めたということで、2億全額を崩すことなく、不足分をそこから崩したということでございます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長(小川勝範君) 若園五朗君。

17番(若園五朗君) 質問はこれで最後になりますが、副市長にお伺いしたいと思いますが、今回の先ほどから言っている2億2,310万の予算査定における手順の中で、今現在その3ヵ所においては仮契約をしてあるのか。今言っているどの段階の整備水準の予算査定を議会に提案しているのか。あともう一つ、私の言葉ではないんですが、新年度はあくまでも主要事業の中の不足的な予算の、例えば道路改良予算があいたならば、たまたまちょっと余分な工事がかかったと。だから補正で上げようかと。今言っている主要事業は、あくまでも新年度で組むのが本意だと私は考えていますが、今回のこの補正の額について、ましてや12月定例会、非常に会計年度の短い中の予算の提出の仕方、そこら辺の考え方等を副市長にお伺いしたいと思います。議長(小川勝範君) 豊田副市長。

副市長(豊田正利君) 補正予算の計上と新年度の当初予算の計上の仕方というような考え方だと思いますけれども、今回のこの公園につきましては、市長のマニフェストにもございますように、政策の一環として公園としての計上をしたいということでございました。そういう意味で、当初の新年度においては財源が大変厳しいではないかというふうに想定をしておりました。そういった意味で、先ほどの奥田部長から話がございましたように、起債の制限がありま

して、まだ余裕が出てくる部分もございました。そういった意味で、今回9月の時点において財源を確保できる見通しができたということで計上をさせていただいております。それから、公園の状況でございますけれども、査定の段階におきましては担当の方から十分精査をして、9月ではなくて12月にもっと中身を精査した段階で、このようにしたいということでございました。このことにつきましては、まだ財源は先ほど言いましたように、確保できる見込みがあるということと、それから今後の事業の展開でございますけれども、いわゆる支出可能な時期は3月31日まででございます。そういった中で、この3月31日までに買収をして確保したいということでございますので、それ以降にまた事業の展開というのは、取得ができればそのようになるだろうというふうに思います。とりあえず今回の補正予算につきましては、3月31日の用地の取得を目標にということの予算計上でございますので御理解をいただきたいと思います。以上でございます。

議長(小川勝範君) ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長(小川勝範君) 11番 土田裕君。

11番(土田裕君) おはようございます。

議席番号11番、日本共産党、土田裕と申します。

一般会計の補正予算の15ページの生活保護費として、項目の中で目2の欄に生活保護扶助費という項目がございます。補正前の額が2億4,046万2,000円のというような計上がございます。その項目の説明書の中に、中国残留邦人医療扶助費ということで62万7,000円減額をされています。等々中国残留等がございますが、私が聞きたいのは1点。中国残留の保護等が今ふえてきておるんだという方向をお聞きします。それでこの外国人、中国は別として多方面から見えている方の人数、並びにどういう状況かということをお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長(小川勝範君) 宇野福祉部長。

福祉部長(宇野睦子君) おはようございます。

それでは、生活保護の中の生活扶助費のお話をさせていただきます。まず当初予算で扶助費の中に、医療扶助、生活扶助、住宅扶助、介護扶助、教育扶助、一時扶助等計上しております。その中で中国残留邦人の方の先ほど述べましたものが区別されて計上されております。この中で、どうしてこういう計上をしておるかといいますと、やはりそういう該当がお見えになるということもあるということで、報告的な意味もありまして、こういう区分をさせていただいております。それで、今回の補正予算で減額をしたわけですけれども、今のところ現在としては該当者がお見えにならないということで、今後まだ3ヵ月ございますので、その分を残して今のところの4月からの分として減額をさせていただいております。それから、外国人の世帯で

ございますけれども、21年度の瑞穂市歳入歳出決算の報告書でもお話をちょっとさせていただきましたけれども、生活保護の状況としまして平成22年3月31日現在でございますけれども、被保護世帯で114世帯ございました。そのうちの外国人として12世帯、それから被保護人数として147名ございましたけれども、その中で外国人として23人でございます。外国人の数だけではございませんけれども、全体的に被保護世帯とか、被保護人員ですけれども、本当に急速にふえているという状況でございます。以上でございます。

議長(小川勝範君) ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長(小川勝範君) 3番 熊谷祐子君。

3番(熊谷祐子君) おはようございます。

議席番号3番、改革の熊谷祐子です。

私は補正予算の18ページ、公園費について2点お伺いいたします。

1点目、今回たしか9ヵ所から要望が出ていて、3ヵ所プラス中宮。3ヵ所選定されたわけですが、今回選定されたところよりも早くから要望書が出たけれど、今回要望が聞き入れられなかったところがあると思います。こういうところの自治会には、なぜ後から要望書が出たところが優先的に予算がついたのかという説明をする必要があると思いますが、その点についてお聞きいたします。

2点目です。所有者が行政関係、議員も含めてですが、市役所も含めてですが、行政関係の 土地である場合の考え方をお聞きしたいと思います。こういう場合に、全く一般市民と対等に 考えるのか、または優先して考えるか、または市民の中からは例えば少し安く譲っていただく というようなこともありではないかというような声も聞かれますが、こういう場合の今後扱い 方の方針ですね。以上、2点についてお伺いいたします。以上です。

議長(小川勝範君) 福冨都市整備部長。

都市整備部長(福冨保文君) まず1点目の9ヵ所から3ヵ所へ選定させていただきました。 これについては特に順番だけではなしに、先に申し出があったということの順番については特 にあれですが、この中で外れていた地域につきましては、市の方から自治会長さん、区長さん にこの辺の説明はしていきたいというふうに考えております。

それから、2点目の行政機関の土地であるかとかいろんなこともございます。これにつきま しては、特に考慮しておりません。以上でございます。

議長(小川勝範君) ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長(小川勝範君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第10 議案第82号について(質疑)

議長(小川勝範君) 日程第10、議案第82号平成22年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正 予算(第2号)を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長(小川勝範君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第11 議案第83号について(質疑)

議長(小川勝範君) 日程第11、議案第83号平成22年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長(小川勝範君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第12 議案第84号について(質疑)

議長(小川勝範君) 日程第12、議案第84号平成22年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算 (第2号)を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長(小川勝範君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第13 議案第85号について(質疑)

議長(小川勝範君) 日程第13、議案第85号平成22年度瑞穂市水道事業会計補正予算(第2号)を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

議長(小川勝範君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第70号から議案第73号まで及び議案第75号及び議案第78号から議案第85号までは会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

日程第14 請願第1号について

議長(小川勝範君) 日程第14、請願第1号住宅リフォーム助成制度創設を求める請願を議題とします。

昨日までに受理した請願は1件です。会議規則第135条第1項の規定により、お手元配付した請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

議事の都合によりまして、そのまま暫時休憩いたします。

休憩 午前 9 時50分 再開 午前 9 時53分

議長(小川勝範君) 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

日程第15 下水道整備検討特別委員会の最終報告の件(委員長報告)

議長(小川勝範君) 日程第15、下水道整備検討特別委員会の最終報告の件を議題とします。 本件について委員長の報告を求めます。

下水道整備検討特別委員長、藤橋礼治君。

下水道整備検討特別委員長(藤橋礼治君) どなたもおはようございます。

議席番号19番の、新生クラブの藤橋でございます。

ただいま議長より発言の許可を得ましたので、下水道整備検討特別委員会の最終報告をさせていただきます。

本委員会は、平成21年12月定例会において設置されてから、きょうまでに8回にわたり開催 をいたしました。

この間、現地視察も含めまして慎重に審査を進めてきましたが、その途中経過として、去る 6月議会の最終日、6月18日において中間報告として第6回までの検討内容及び審査の状況を 報告させていだだきましたことは皆様も御承知のとおりでございます。

中間報告の内容は、公共下水道事業は瑞穂市第1次総合計画にも位置づけられた重要な事業であるものの、多額な予算が必要となる大事業で、現下の地方自治体が直面する厳しい財政状況の中で、実施するとなると慎重にならざるを得ません。とはいえ、他市町村もやはり同じよ

うな厳しい状況の中でも着実に計画的に実施されている現状を思えば、瑞穂市だけが厳しいからと先に先に延ばしてよいものかという意見もありました。

環境を守ることが、今、一番大きな社会問題。いや世界的な課題となっている現状であることを考えれば、瑞穂市も公共下水道事業整備に向かって一定の判断をするべきと考えるものであり、そのためには将来的な展望に立って、現在、市で持っている下水道事業対策基金に積み立てをして将来に備えてはどうかという意見も出されました。こうした経緯を踏まえまして、当特別委員会では中間報告とはいえ、将来当市が下水道事業に着手するための手だてとして、基金に積み立てを行うよう執行部に要請する意見を添えて報告させていただきました。

その後、9月議会におきまして、下水道事業基金として1億5,000万円の補正予算案が提出され可決したことは周知のとおりでございます。10月25日の第7回特別委員会では、「アクアパークすなみ」における下水汚泥の減少処理方式実証実験について、下水道課から説明を受けた後、瑞穂市における下水道事業に対する委員各位の意見をもとに検討をいたし、委員会としては12月議会に最終報告を行う方向に決定をいたしました。さらに、11月30日第8回特別委員会においては、7回に及ぶ委員会の内容を踏まえ、委員会としてはまとめの協議検討を行いました。

その結果、当委員会としては、瑞穂市の水環境の状況、将来の生活環境、文化的生活の基盤整備を考えると、下水道は必要不可欠な施設であるとともに、重要な都市のインフラとして継続的に整備を要する施設であるとの思いを強くいたしました。しかし、日本の下水道事業は、自治体の財政状況に大きな負担となっていることも事実であり、自治体によっては、過去の下水道事業の反省もなされている実態も報告されています。

瑞穂市の下水道事業は、立ちおくれてはいるものの、過去の下水道事業を検証しながら、おくれたからこそできるメリットを生かし、瑞穂市独自の下水道事業計画を展開すべきであると考えます。特に財政面では、起債の償還による将来負担につきまして、他事業との調整を図り、6月議会で可決した下水道基金を来年度以降の当初予算に組み込み、継続的に基金積み立てを行い、将来の負担を少しでも軽減することが今できる我々の責任と考えます。

当委員会といたしましては、以上をもって8回の下水道整備検討特別委員会の最終報告とさせていただきます。なお、当下水道整備検討特別委員会を設置された目的は、以上の報告の内容をもって達成されたものと考え、解散したいと思います。

今後は、当委員会の報告内容をもとに、下水道事業の推進を目的とした特別委員会を早期に 設置されることを希望いたしまして、委員長報告にかえさせていただきます。

平成22年12月6日、下水道整備検討特別委員会委員長 藤橋礼治。

以上でございます。

議長(小川勝範君) これで下水道整備検討特別委員会の委員長報告は終わりました。

お諮りします。ただいまの報告のとおり下水道整備検討特別委員会の所管事務について、特別委員会としての調査が終了しましたので、下水道整備検討特別委員会を解散したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(小川勝範君) 異議なしと認めます。

したがって、下水道整備検討特別委員会を解散することに決定しました。

散会の宣告

議長(小川勝範君) 以上で本日の日程はすべて終了しました。 本日はこれで散会します。

散会 午前10時03分

- 44 -			4	
--------	--	--	---	--